

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第15条第6項に基づく取組の実施状況及び同法第17条に基づく女性の活躍に資する情報を以下のとおり公表します。

○第15条第6項関係

項	取組内容	平成30年度実績
1	<p>育児休業の制度の周知を図り、制度に対する職員の理解を高め、育児休業を取得しやすい環境の整備等を行います。</p> <p>数値目標</p> <p>女性の育児休業取得対象者に対して取得率を100%にします。</p> <p>男性の育児休業取得対象者に対して取得率を50%にします。</p>	<p>育児休業取得率</p> <p>女性</p> <p>取得対象者 0人</p> <p>男性</p> <p>取得対象者 1人</p> <p>取得者数 1人</p> <p>取得率 100%</p>
2	<p>妻の出産・妊娠による男性職員の特別休暇制度を周知し、職員の積極的な制度活用に努めます。</p>	<p>特別休暇取得対象者数</p> <p>1人</p> <p>出産補助休暇 3日</p> <p>育児参加休暇 2.2日</p>
3	<p>仕事と家庭が両立できるようワークライフバランスの実現を支援し、また職員の健康管理の面からも時間外勤務の縮減を図ります。</p> <p>数値目標</p> <p>平成26年度実績の8%を削減します。</p> <p>平成26年度実績</p> <p>総時間外勤務時間数 年4,242時間</p> <p>一人当たり平均 年 133時間</p>	<p>総時間外勤務時間数</p> <p>年2,899時間</p> <p>31.7%減</p> <p>1人当たり平均</p> <p>年 100時間</p> <p>24.8%減</p>
4	<p>家族との触れ合いのための年次休暇の取得促進を図ります。</p> <p>数値目標</p> <p>職員全体の年次休暇の平均取得日数を14日以上にします。</p>	<p>17.8日</p>

○第17条関係

項	項目	現状	備考
1	職員に占める女性職員の割合	70.3%	H31.4.1時点
2	男女別の育児休業取得率	第15条第6項関係1の項のとおり	
3	男性職員の出産補助休暇及び育児参加休業取得率	第15条第6項関係2の項のとおり	
4	超過勤務の状況 (1人当たりの時間外勤務時間数)	8.3時間/月	
5	1人当たりの年次有給休暇取得日数	第15条第6項関係4の項のとおり	
6	管理職の女性割合	28.6%	H31.4.1時点